

駐車監視員活動ガイドライン

活動方針

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。(交通(反則)切符を作成したり、金銭を徴収したりすることはありません。)

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

最近の改定: 令和3年4月1日

重点路線

◎最重点路線	
路線(区間)	重点時間帯
市道(千葉市稲毛区小仲台3-18先交差点付近から千葉市稲毛区稲毛東3-6先交差点付近の間)	7:00~0:00
市道(千葉市稲毛区小仲台1-6先交差点付近からJR稲毛駅前ロータリーを經由し千葉市稲毛区小仲台8-5先交差点付近の間)	7:00~0:00
市道(千葉市稲毛区稲毛東3-6先交差点付近から千葉市稲毛区稲毛東3-18先JR稲毛駅西口ロータリー付近の間)	7:00~0:00
市道(千葉市稲毛区稲毛東3-18先JR稲毛駅西口ロータリー付近から千葉市稲毛区稲毛東1-10先交差点付近の間)	7:00~0:00
市道(千葉市花見川区幕張本郷2-11先交差点付近から千葉市花見川区幕張本郷6-22リブレ京成先交差点付近の間)	7:00~0:00
市道(千葉市花見川区幕張本郷6-12先交差点付近から千葉市花見川区幕張本郷7-41先交差点付近の間)	7:00~0:00
市道(中瀬交差点付近から海浜幕張公園交差点付近の間)	7:00~0:00
市道(海浜幕張駅北口交差点付近から免許センター交差点付近の間)	7:00~0:00
市道(千葉市美浜区真砂5-1検見川陸橋南側交差点付近から千葉市美浜区磯辺5-9先交差点付近の間)	7:00~0:00
市道(稲毛浅間神社前交差点付近から千葉市美浜区高浜6-15管理事務所入口交差点付近の間)	7:00~0:00
市道(千葉市美浜区高洲1-19先交差点付近から千葉市美浜区高洲1-13先交差点付近の間)	7:00~0:00

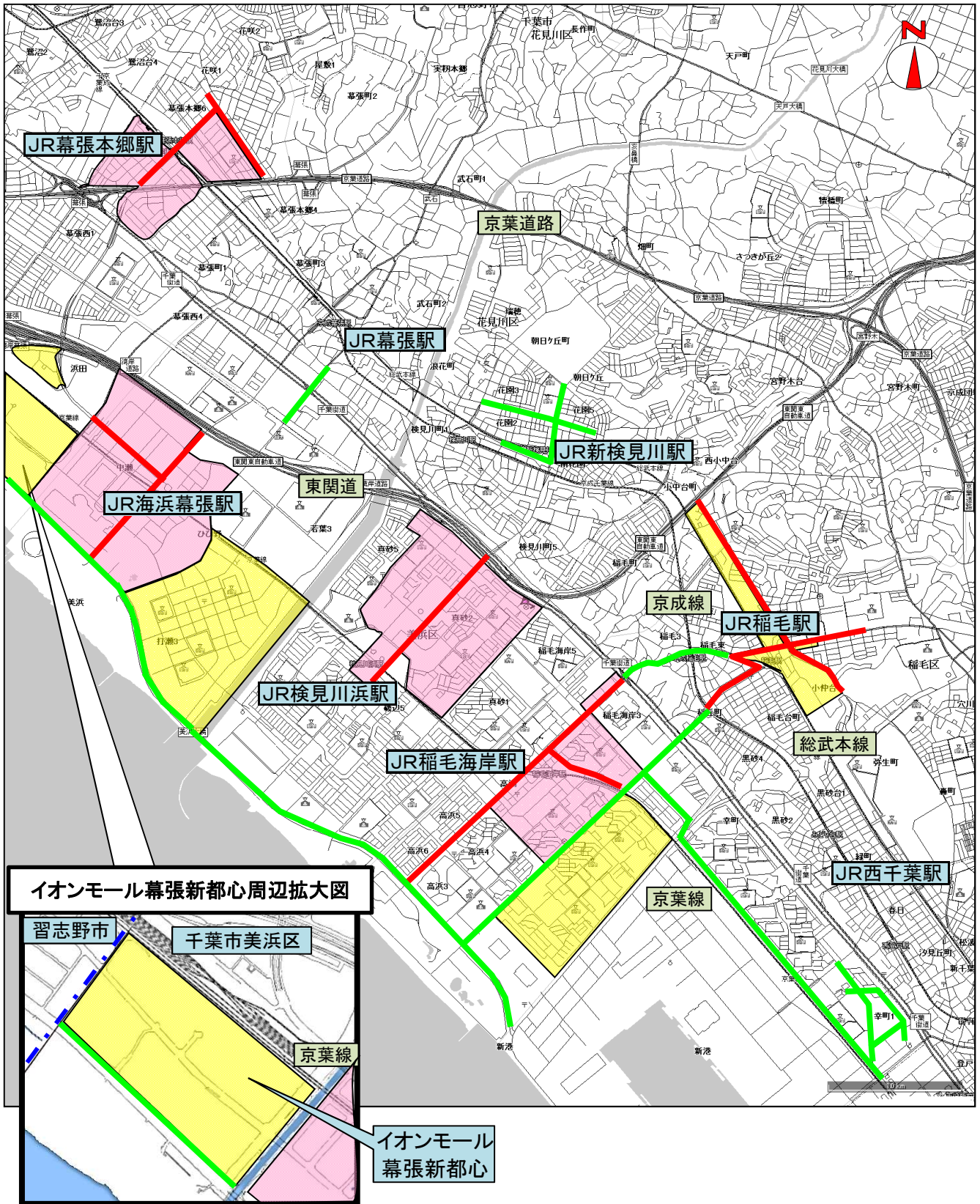
◎重点路線	
路線(区間)	重点時間帯
市道(新検見川駅入口交差点付近から千葉市花見川区南花園2-8先交差点付近の間)	7:00~0:00
市道(新検見川駅入口交差点付近から千葉市花見川区花園4-1先交差点付近の間)	7:00~0:00
市道(千葉市花見川区花園2-14先交差点付近から千葉市花見川区花園1-18先交差点付近の間)	7:00~0:00
市道(千葉市花見川区幕張町5-453千葉銀行幕張支店先交差点付近から同5-417放送大学先交差点付近の間)	7:00~0:00
市道(千葉市美浜区幸町1-21先交差点付近から千葉市美浜区幸町1-2先交差点付近の間)	7:00~0:00
市道(千葉市美浜区幸町1-12先交差点付近から千葉市美浜区幸町1-4先交差点付近の間)	7:00~0:00
市道(千葉市美浜区幸町1-16先交差点付近から千葉市美浜区幸町1-21先交差点付近の間)	7:00~0:00
市道(千葉市美浜区幸町1-5先交差点付近から千葉市美浜区幸町1-6先交差点付近の間)	7:00~0:00
市道: 第2湾岸(海浜橋付近から千葉市美浜区豊砂8先交差点付近の間)	7:00~0:00
市道(稲毛浅間神社前交差点付近から千葉市稲毛区稲毛東3-6先交差点付近の間)	7:00~0:00
市道(千葉市美浜区幸町1-2-10先交差点付近から千葉市美浜区幸町2-19-30先交差点付近の間)	7:00~0:00
市道(千葉市稲毛区稲毛東1-10先交差点付近から千葉市美浜区高浜2-3先交差点付近の間)	7:00~0:00
市道:(千葉市美浜区高洲1-2先交差点付近から千葉市美浜区高洲1-12交差点付近の間)	7:00~0:00

重点地域

◎最重点地域	
地域	重点時間帯
JR幕張本郷駅周辺	7:00~0:00
JR海浜幕張駅周辺	7:00~0:00
JR検見川浜駅周辺	7:00~0:00
JR稲毛海岸駅周辺	7:00~0:00

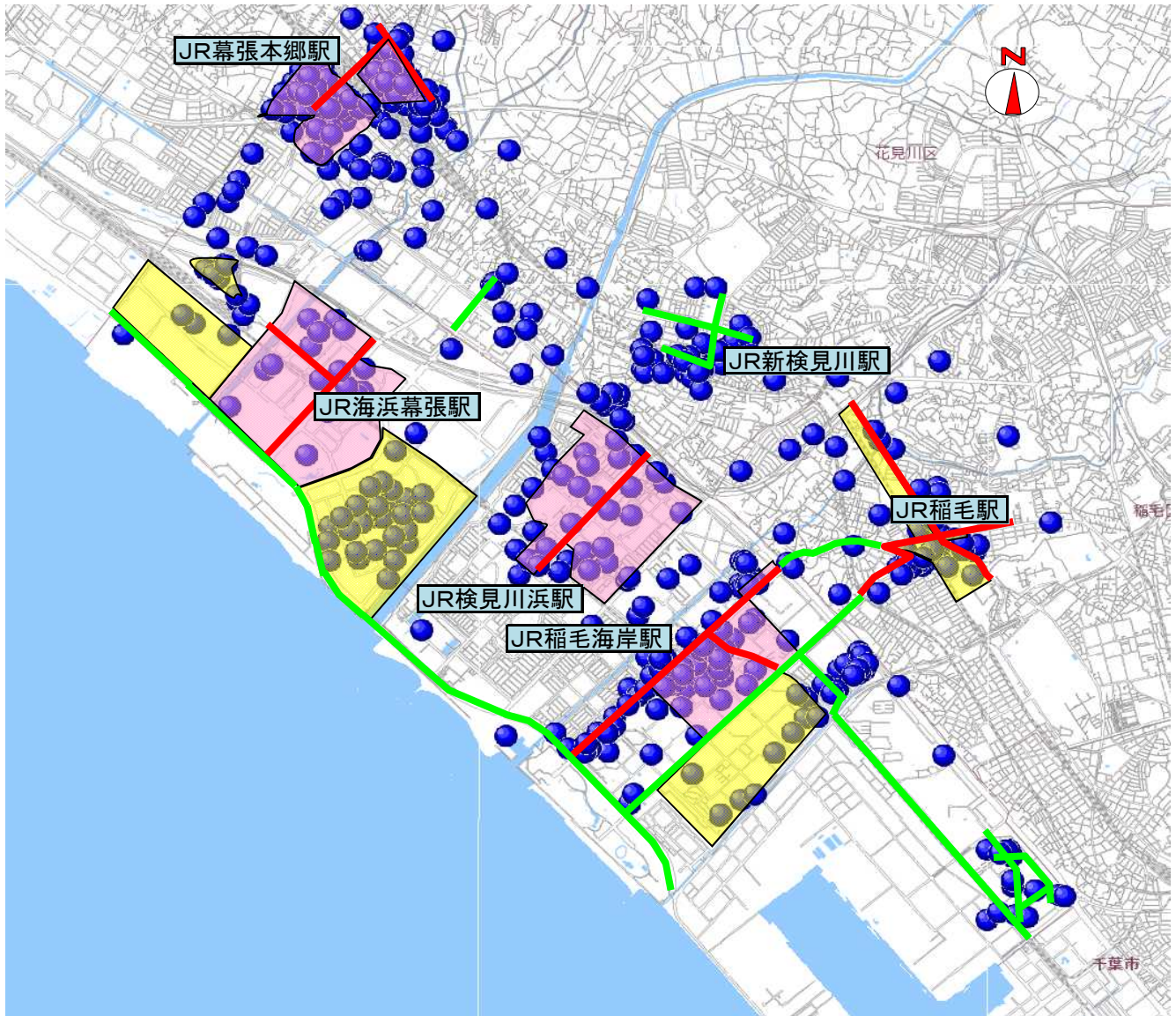
◎重点地域	
地域	重点時間帯
浜田公園周辺	7:00~0:00
打瀬地区(打瀬1丁目から3丁目)	7:00~0:00
高洲・高浜地区(高洲2丁目、高浜1丁目及び2丁目の一部)	7:00~0:00
豊砂地区(イオンモール幕張新都心周辺)	7:00~0:00

千葉西警察署管内の駐車監視員活動ガイドライン



- 凡例
- 最重点路線 ——
 - 重点路線 ——
 - 最重点地域
 - 重点地域

千葉西警察署 放置車両確認標章取付け状況



凡例	～	最重点路線	...	
		重点路線	...	
		最重点地域	...	
		重点地域	...	
		標章取付場所 (令和3年中)	...	

注意：この図に示されている地点は、駐車監視員及び警察官が、放置車両の確認を行った付近を表しており、違反場所そのものを表示するものではありません。また、放置車両確認標章(駐車違反ステッカー)の取付け件数を表示しているものでもありません。